

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 ( 202011 )
地域名 (地域内農業集落名)	09 長沼地区 ( )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月6日(火) ( 第1回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

近年、農業を取り巻く課題が多様化してきており、行政や農協、個人・法人経営の農家などで、抱えきれない諸問題が生じてきている。また、令和元年東日本台風災害により、こうした諸課題が顕在化、深刻化してきている。具体的には、次のとおりである。

- ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。また、中心経営体による経営規模が飽和状態となっているため、新たな担い手の確保が必要である。
- ・不在地主の増加に併せ、令和元年東日本台風の影響による離農者も増加傾向にあるため、行政や農協、個人等が適正に管理できていない耕作放棄地が地区全体で拡大している。
- ・堤外地の農地(民地及び9条地(国管理))については、適正な農地の管理を含め、今後の利活用について検討する必要がある。
- ・温暖化の影響(凍霜害、着色不良、高温障害等)により、主要作物であるリンゴの栽培が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・市内有数のリンゴ産地である優位性を活かし、今後もリンゴを地域の主要作物としつつも、気候変動に対応した新品種の導入や、モモ等振興作物の新たな作付けに向けた検討を進めていく。
- ・アグリながぬまや地元企業と連携した観光型農園について検討を進める。
- ・農業者同士の情報交換の場を積極的に活用し、地区全体として農業生産力の強化を図る。
- ・凍霜害に備えるための防霜ファンの設置など、農業基盤強化に向けた取組の研究・検討を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	248 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	248 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、農地の適正な管理を含めて、担い手を中心に実情に応じて次の耕作者を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

用水路をはじめとした基本的な農業経営の基盤は整っているが、凍霜害に備えるための防霜ファンの設置など、さらなる農業基盤強化に向けた取組について研究・検討を進める。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

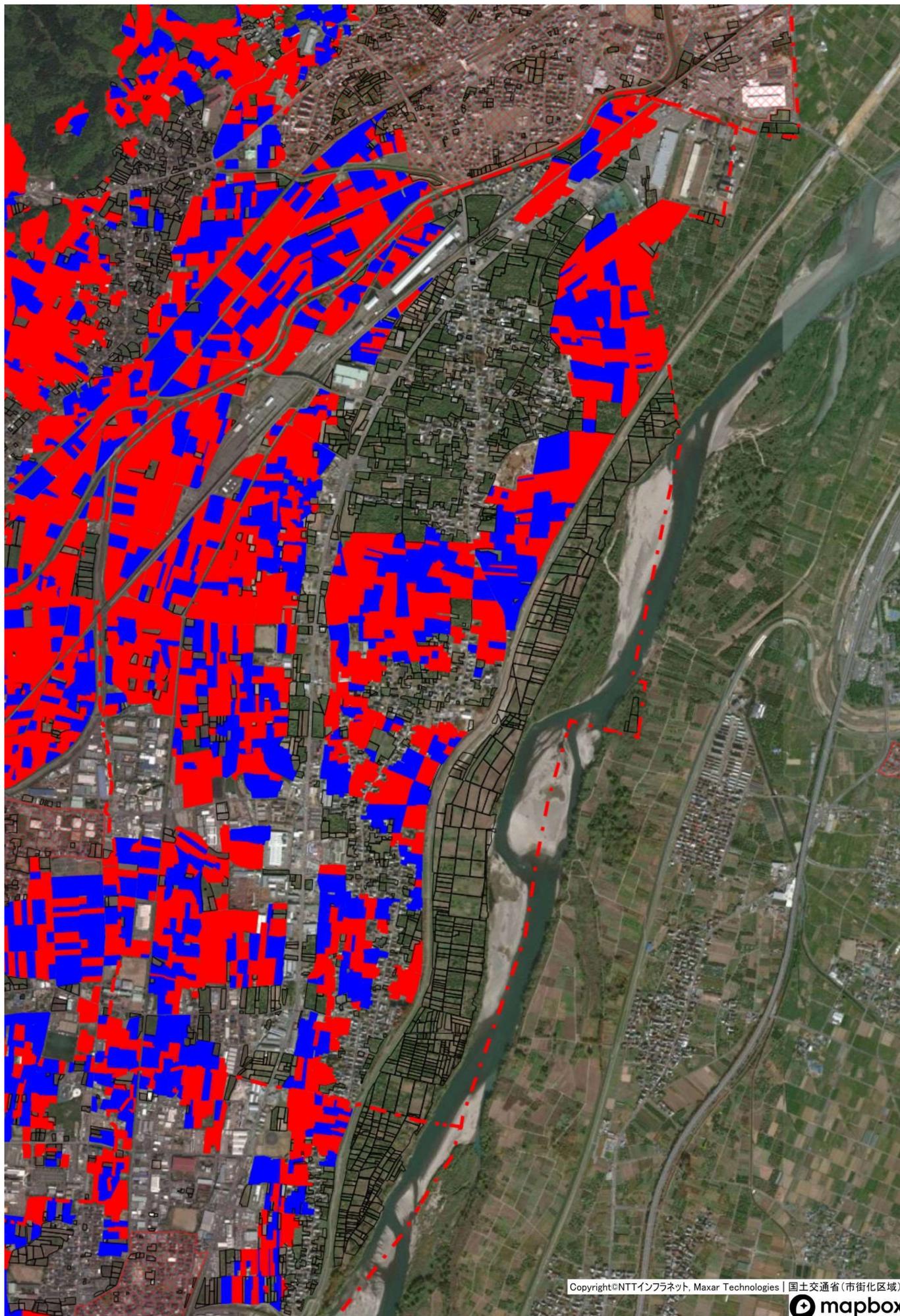
- ・遊休農地の有効活用と農業後継者を確保するため、新規就農者の育成や受入れを促進するための組織づくりについて検討するとともに、住居として空き家の活用を図る。
- ・地域おこし協力隊を地域の担い手として定着させるため、住民自治協議会と連携した支援に取り組む。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

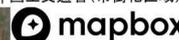
- ・JAながのによる共同農薬調合施設
- ・組合への剪定作業委託(共同剪定)
- ・長野市農業公社による農作業受託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…① 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、遊休農地等の手入れを行うとともに、害鳥による被害防止対策について検討する。									
○遊休荒廃農地等の管理作業請負に関する取組方針…⑦ 所有者が管理できなくなった遊休農地や耕作放棄地について、雑草の繁茂による周辺農地への悪影響を防止するとともに、適正な維持管理を実施することで農地としての機能を維持し、再利用への促進を図るため、協働の精神に則り、既存の組織ではやりきれない草刈りを中心とした農地の管理作業を請け負う組織を設立し、運営している。									
○河川敷農地の利活用に関する取組方針…⑩ 台風等により河川が氾濫した際に浸水被害を受けやすい河川敷の農地について、作付け方針や借地の解消、耕作放棄地の適正な管理も含めた農地の利活用について検討する。									
○リンゴを使った特産品の開発に関する取組方針…⑩ 生食として販売出来なくなったリンゴの有効活用を図るため、リンゴを使った新たな特産品の開発と加工施設の整備など、6次産業化に関する取り組みについて検討する。									



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作      赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）